

## 標準活用加速化支援事業における評価項目・評価基準

令和6年10月31日

ガバニングボード決定

## 1. 採択時評価の評価項目・評価基準

評価項目/配点	評価項目の観点
<p>1. 標準活用加速化支援事業との整合性・対象施策の重要性・必要性</p> <p>S(15点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(10点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(6点): 評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点): 評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○対象施策における BRIDGE の事業目的（社会課題解決や新事業創出に向けた橋渡し）との整合性、国際標準活動の支援を目的とする本事業を活用する理由の妥当性</p> <p>○対象施策の目的とその実施内容が以下のいずれにも当てはまり、かつ、優先対応の必要があると考えられること。なお、その詳細については分科会において別途示すものとする。</p> <p>①産業・社会のインパクトや波及性の大きさ等の点で、国益に適うものであること。</p> <p>②民間企業等による新規市場の形成・創出、国際競争力の強化、国際市場の獲得拡大に資するものであること。</p> <p>③我が国による国際ルール形成活動や国際標準化活動を支えるエコシステム（人材や支援サービス等の基盤）の強化・整備に寄与するものであること。</p> <p>④政府の政策に沿う国際標準活動であること。</p>
<p>2. 対象施策の実現可能性</p> <p>S(15点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(10点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(6点): 評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点): 評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○対象施策の目的の達成に向け、その実施内容が、以下のいずれも満たすものであること。</p> <p>①実施体制・実施期間・予算規模・その内訳（※内訳ごとの実施内容も適切であること）、予算の用途が目的の実現に向けて適切かつ効果的であること。</p> <p>②目的の達成に向けた課題分析とその対応が明確かつ具体的であるなど、対象施策の実施を通じた目的の実現シナリオに一定の蓋然性が認められること。</p> <p>③アウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示す K P I（※アウトカムの達成度合いが明確に判断できるものであれば定性的なものでも可）が適切に設定され、かつ、その達成の道筋が示されていること。</p> <p>○対象施策が、担当省庁の政策の中で、他の政策手段との組合せにより一体的に推進されるなど、本事業に留まらず実効性の担保が図られていること。</p> <p>○対象施策に関わる関係省庁との連携が図られていること。</p>
<p>3. 対象施策の実施を通じた経済効果等に関する具体性</p>	<p>○対象施策のターゲットとなる国際市場について、以下の観点で適切に分析されていること。（※現状で適切な分析が難しい観点にあって</p>

<p>S(10点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(7点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(4点): 評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点): 評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>は、分析が困難である理由、及び当該観点をどのようにカバーするかが記載されていること。)</p> <p>①対象施策によって創出又は拡大される具体的な市場セグメントや市場規模、市場構造等(将来見通しを含み、可能な限り定量的なものを示すこと。)</p> <p>②上記市場における我が国企業等の具体的なプレイヤー</p> <p>③当該市場に係る国際的な競争状況(我が国企業等以外の競合する具体的なプレイヤーやステークホルダー、ビジネスモデル・ビジネス戦略・技術・知的財産等に関する競争環境の分析)</p> <p>④自他者の技術・知財資産に関するIPランドスケープ調査</p> <p>⑤対象施策の結果として、本事業によって投入される資金を上回る民間企業等による民間投資の誘発効果や、我が国への裨益効果</p>
<p>4. 対象施策の継続性</p> <p>S(10点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(7点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(4点): 評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点): 評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○本事業における対象施策の終了後においても、以下のような観点から継続的な取組みがなされることが期待できること。</p> <p>①対象施策終了後の具体的かつ的確な推進体制の構築(※バイネームでの主体的な我が国企業等の担い手やステークホルダー等による連携・分担体制等)とその取組内容が明確であり、民間ベースで取組が継続される見込みであること。</p> <p>②担当省庁において、本事業における対象施策の終了後も、本事業以外の政策手段やコミットメント(政策決定文書等)において対象施策の継続が位置づけられる見込みであること。</p>
<p>委員ごとの総合評価</p>	<p>○各委員は、それぞれ1～4の評価項目について評価基準に基づき評価した結果を踏まえ、以下のとおり総合評価を行う。</p> <p>①合計点が40点以上であり、かつ、どの評価項目においても、「評価項目の観点を十分に満たしている」と評価されるもの(※原則として要望どおりあるいは増額採択相当)</p> <p>②合計点が34点以上であり、かつ、「評価項目の観点を一定程度満たしている」との評価が2つ以下であって、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの(※原則として要望どおり採択相当)</p> <p>③合計点が28点以上であり、どの評価項目においても、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの。(※原則として条件付き採択相当)</p> <p>④合計点が27点以下であるもの、あるいは一つでも「評価項目の観点を満たしていない」と評価されるもの。(※不採択相当)</p>

<p>分科会としての実施方針案の作成</p>	<p>○分科会としては、各委員の総合評価を踏まえ、議論を行い、採択の可否等を判断するものとする。ただし、委員の総合評価や個別の評価の観点が大きく分かれており、分科会における議論においても一致を見ない場合にあっては、最終的には座長が採択の可否等を判断するものとする。</p> <p>○なお、採択相当と評価された場合であったとしても、配分可能額によっては、他の施策との比較評価の結果、条件付き採択又は不採択とすることもあり得る。</p>
------------------------	--

## 2. 年度末評価の評価項目・評価基準

評価項目	評価項目の観点
<p>1. 施策の実施結果や環境変化を踏まえた対象施策の重要性・必要性</p> <p>S(10点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(7点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(4点): 評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点): 評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○対象施策の実施結果や環境変化を踏まえ、対象施策が以下のいずれにも当てはまること。</p> <p>①産業・社会のインパクトや波及性の大きさ等の点で国益に適うものであること。</p> <p>②民間企業等による新規市場の形成・創出、国際競争力の強化、国際市場の獲得拡大に資するものであること。</p> <p>③我が国による国際ルール形成活動や国際標準化活動を支えるエコシステム（人材や支援サービス等の基盤）の強化・整備に寄与するものであること。</p> <p>④政府の政策に沿う国際標準活動であること。</p> <p>○来年度も継続を予定する対象施策にあっては、来年度実施予定の内容が、BRIDGE 事業の目的と整合するとともに、上記のいずれにも当てはまり、かつ、継続対応の必要性・緊急性があると考えられること。なお、その詳細については分科会において別途示すものとする。</p>
<p>2. 対象施策の成果（及び継続施策にあっては今年度の成果を踏まえた実現可能性）</p> <p>S(20点): 評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(14点): 評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(8点): 評価項目の観点を一</p>	<p>○対象施策の実施結果が、以下のいずれも満たすものであること（※当初の予定どおり進捗していない場合にあっては、その合理的な理由及び今後の改善策が示されていること。）。</p> <p>①目的の達成に向けた課題分析とその対応が、当初想定された実現シナリオどおりであることが裏付けられたこと</p> <p>②予め設定されたアウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示すKPIが予定どおり進捗していること</p> <p>③対象施策が、担当省庁の政策の中で、他の政策手段との組合せにより一体的に推進されるなど、本事業に留まらず実施されたこと</p> <p>④対象施策に関わる関係省庁との連携が図られたこと。</p> <p>⑤予算が当初の予定どおりの用途で、適切かつ実効的に執行されたこと。</p>

<p>定程度満たしている。 C(0点):評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○来年度も継続を予定する対象施策にあっては、来年度実施予定の内容が以下のいずれも満たすものであること。</p> <p>①今年度の実施結果も踏まえ、実施体制・実施期間・予算規模・その内訳(※内訳ごとの実施内容も適切であること)、予算の用途が目的の実現に向けて適切かつ効果的であること。</p> <p>②今年度の実施結果も踏まえ、目的の達成に向けた課題分析とその対応が明確かつ具体的であるなど、対象施策の実施を通じた目的の実現シナリオに更なる蓋然性が認められること。</p> <p>③今年度の実施結果も踏まえ、アウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示すK P I (※アウトカムの達成度合いが明確に判断できるものであれば定性的なものでも可)が今年度より更に野心的に設定され、かつ、その達成の道筋が示されていること。</p> <p>④今年度の実施結果も踏まえ、対象施策が、担当省庁の政策の中で、他の政策手段との組合せにより一体的に推進されるなど、本事業に留まらず実効性の担保が更に図られていること。</p> <p>⑤今年度の実施結果も踏まえ、対象施策に関わる関係省庁との連携が更に図られていること。</p>
<p>3. 対象施策の実施を通じた経済効果等に関する具体性 S(10点):評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。 A(7点):評価項目の観点を十分に満たしている。 B(4点):評価項目の観点を一定程度満たしている。 C(0点):評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>○対象施策のターゲットとなる国際市場について、対象施策の実施結果や環境変化も踏まえ、以下の観点を適切に分析されていること。</p> <p>①対象施策によって創出又は拡大される具体的な市場セグメントや市場規模、市場構造等(将来見通しを含み、可能な限り定量的なものを示すこと。)</p> <p>②上記市場における我が国企業等の具体的なプレイヤー</p> <p>③当該市場に係る国際的な競争状況(我が国企業等以外の競合する具体的なプレイヤーやステークホルダー、ビジネスモデル・ビジネス戦略・技術・知的財産等に関する競争環境の分析)</p> <p>④自他者の技術・知財資産に関するIPランドスケープ調査</p> <p>⑤対象施策の結果として、本事業によって投入される資金を上回る民間企業等による民間投資の誘発効果や、我が国への裨益効果</p> <p>○来年度も継続を予定する対象施策にあっては、来年度実施予定の内容において、上記について更に深掘りが図られる見込みであること。</p>
<p>4. 対象施策の継続性 S(10点):評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。 A(7点):評価項目の観点を十</p>	<p>○対象施策の実施結果を踏まえ、以下のような観点から継続的な取り組みがなされることが見込まれること。</p> <p>①対象施策終了後の具体的かつ的確な推進体制の構築(※バイネームでの主体的な我が国企業等の担い手やステークホルダー等による連携・分担体制等)とその取組内容が明確であり、民間ベースで取組が継続される見込みであること。</p> <p>②担当省庁において、本事業における対象施策の終了後も、本事業以</p>

<p>分に満たしている。</p> <p>B(4点):評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点):評価項目の観点を満たしていない。</p>	<p>外の政策手段やコミットメント(政策決定文書等)において対象施策の継続が位置づけられる見込みであること。</p> <p>○来年度も継続を予定する対象施策にあっては、来年度実施予定の内容において、上記について更に深掘りが図られる見込みであること。</p>
<p>委員ごとの総合評価</p>	<p>○各委員は、それぞれ1～4の評価項目について評価基準に基づき評価した結果を踏まえ、以下のとおり総合評価を行う。</p> <p>①合計点が40点以上であり、かつ、どの評価項目においても、「評価項目の観点を十分に満たしている」と評価されるもの(※今年度で終了する対象施策については、「想定以上の成果が得られている」、次年度以降継続する対象施策については、「原則として要望どおりあるいは増額採択相当」)</p> <p>②合計点が34点以上であり、かつ、「評価項目の観点を一定程度満たしている」との評価が2つ以下であって、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの(※今年度で終了する対象施策については、「十分な成果が得られている」、次年度以降継続する対象施策については、「原則として要望どおり採択相当」)</p> <p>③合計点が28点以上であり、どの評価項目においても、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの。(※今年度で終了する対象施策については、「一定の成果が得られている」、次年度以降継続する対象施策については、「原則として条件付き採択相当」)</p> <p>④合計点が27点以下であるもの、あるいは一つでも「評価項目の観点を満たしていない」と評価されるもの。(※今年度で終了する対象施策については、「成果に乏しく、当面、類似施策については本事業での実施を見送る」、次年度以降継続する対象施策については「不採択相当」)</p>
<p>分科会としての実施方針案の作成</p>	<p>○分科会としては、各委員の総合評価を踏まえ、議論を行い、分科会としての年度末評価を判断するものとする。ただし、委員の総合評価や個別の評価の観点が大きく分かれており、分科会における議論においても一致を見ない場合にあっては、最終的には座長が採択の可否等を判断するものとする。</p> <p>○なお、次年度以降継続する対象施策について、採択相当と評価された場合であったとしても、配分可能額によっては、他の施策との比較評価の結果、条件付き採択又は不採択とすることもあり得る。</p>